

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十一月十八日奈良県指令建第一〇八一八三号

令和四年三月十五日奈良県指令建第一〇八一八三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月五日建第九九三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字阿部一〇六九番二、一〇七〇番及び一〇七三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部一〇七三番地

社会福祉法人大和桜井園 理事長 東武志